

公益財団法人茨城県消防協会ガイドブック

令和7年4月改訂

公益財団法人茨城県消防協会

目 次

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 1 | 公益財団法人茨城県消防協会の概要 | 1 |
| 2 | 公益財団法人茨城県消防協会の主要事業の概要 | 1 |
| 3 | 公益財団法人茨城県消防協会中長期運営計画 | 5 |
| 4 | 公益財団法人茨城県消防協会の定款 | 8 |
| 5 | 公益財団法人茨城県消防協会の会員に関する規程 | 17 |
| 6 | 公益財団法人茨城県消防協会表彰規程 | 18 |
| 7 | 公益財団法人茨城県消防協会弔慰金等支給規程 | 31 |
| 8 | 公益財団法人茨城県消防協会助成事業実施要綱 | 36 |
| 9 | 公益財団法人茨城県消防協会正副会長会議設置要綱 | 46 |
| 10 | 茨城県消防協会の支部の設置に関する要綱（準則） | 47 |
| 11 | 評議員及び役員候補者の推薦等に関する基準（内規） | 50 |

公益財団法人茨城県消防協会の概要

- 1 住 所 水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館内
- 2 正会員 消防団員 19,772人 消防職員 4,507人 合計 24,279人
(令和6年10月1日現在の実員数)
- 3 事 業
 - (1) 消防防災思想の啓発普及
 - (2) 消防職・団員の消防・防災技術の強化及び消防団の組織の強化
 - (3) 消防防災に関する調査研究、指導及び研修
 - (4) 消防団、消防本部及び消防職・団員等の表彰及び退職報償等
 - (5) 消防防災関係諸団体の育成、協力及び連携
 - (6) 殉職消防職・団員の遺族の弔慰救済及び慰霊祭の実施
 - (7) 消防関係者の福祉厚生等
- 4 設 立 昭和22年12月31日
(新公益法人の設立登記 平成23年11月1日)

公益財団法人茨城県消防協会主要事業の概要

- 1 消防防災技術の向上及び消防団等の組織の強化
 - (1) 消防ポンプ操法競技大会
消防団員の消防ポンプ操法技術の向上及び士気の高揚を図るため、全市町村が参加して県内6地区において、県との共催により、茨城県消防ポンプ操法大会地区大会を開催する。
 - (2) 全国消防操法大会
全国消防操法大会に出場する消防団・女性消防隊の選考・調整を行うとともに、出場団(隊)には激励金を交付する。
 - (3) 消防救助技術大会
消防職員の救助技術の向上を図るため、県消防長会との共催により、消防救助技術大会を開催する。

(4) 消防ポンプ操法競技大会審査委員研修

消防ポンプ操法競技大会審査員を養成するための研修会を実施する。

(5) 消防団長研修会

消防団に係る諸課題について調査研究するため、県との共催により、全消防団長を対象とした研修会を開催する。

(6) 消防団員指導員研修

消防団運営の活性化を図るため、団活動の中核を担う団員を対象に、消防団員指導員研修を実施する。

(7) 日本消防協会主催研修事業への参加

(公財)日本消防協会が行う消防団幹部特別研修、及び幹部候補中央研修に、県内消防団員が参加するための連絡調整を行う。

(8) 女性消防団員支部別情報交流会等助成

各支部が行う女性消防団員情報交流会の経費の一部を助成するとともに、女性消防団を新設する消防団に対し、活動服購入等経費の一部を助成する。

(9) 女性消防団員活性化大会

県内女性消防団の更なる活性化を図るため、県との共催により、茨城県女性団員活性化大会を開催するほか、全国女性消防団員活性化大会への参加研修事業を実施する。

(10) 支部別団長等懇談会

県内6支部において、消防団活性化や団員確保対策等諸課題について意見交換を行う。

(11) 理事研修会

消防協会理事・監事を対象として、県外災害事象等の視察研修を実施する。

2 消防職・団員の士気の高揚と組織の強化

(1) 消防殉職者慰霊祭

消防業務遂行中に殉職された県内の消防職・団員の御霊を慰めるため、消防殉職者慰霊祭を執り行う。

(2) 全国消防殉職者慰霊祭

(公財)日本消防協会主催の全国消防殉職者慰霊祭に、殉職された消防職・団員の本県遺族代表と共に参列する。

(3) 消防大会

消防防災思想の高揚と消防関係者の功績者の表彰を行うため、県との共催により、消防大会を開催する。

(4) 定例表彰

(公財)日本消防協会が行う定例表彰に県内の候補者を上申するとともに、受賞者には表彰物品を伝達する。

(5) 消防関係者叙勲・褒章等受章祝賀会

消防関係叙勲・褒章等受章者及び元所属消防団長・消防長等を招待して、受章祝賀会を開催する。

(6) 退職消防団長報償

退職消防団長に感謝状の記念盾を贈呈する。

(7) 退職消防団員報償

県の委託を受け、勤続5年以上～15年未満の退職消防団員に感謝状と記念品を贈呈する。

(8) 健康増進事業

消防団員福祉共済制度の加入消防団に対して、健康増進器具等を配布する。

(9) 消防車両等寄贈

(公財)日本消防協会が行う発展途上国等への消防車両等寄贈事業について、県内消防機関との調整を行う。

(10) 海外視察研修

(公財)日本消防協会が行う海外視察研修に参加するための連絡調整を行う。

3 地域連携の強化及び消防防災思想の普及広報活動

(1) 地域交流活動促進事業の助成

地域住民・企業等との交流活動を行う消防団に対し、活動に要する経費の一部を助成する。

(2) 県内消防関係団体等への助成

- ・ 消防団が主催する団員相互のレクリエーション事業経費の助成
- ・ 消防団に機能別消防団を創設するとき、または初めて機能別消防団員を採用するときの経費の助成
- ・ 民間防火組織の育成を図るために、女性防火・防災クラブ連絡協議会及び幼少年女性防火・防災委員会が行う活動経費の助成
- ・ 消防長会の各種研究部会が行う活動経費の助成
- ・ 元消防団長等で組織する消防纏会が行う活動経費の助成
- ・ 県内6支部が行う支部活動経費の助成

(3) 機関紙の発行

「茨城消防」を隔月発行し、県内消防団、消防本部及び関係機関に配布するほか、ホームページにも掲載する。

(4) 防火ポスターの配布

(公財)日本消防協会が発行する月刊誌や防火ポスターを県内消防団及び消防本部へ配布する。

(5)新聞掲載・ラジオ放送

火災予防運動週間及び防災の日に新聞広告やラジオ放送を活用し、防火防災思想の普及を図る。

(6)役員会議

(公財)日本消防協会が開催する役員会議等に会長等が出席する。

(7)関東甲信地区消防協会会議

関東甲信地区の輪番都県で開催される消防協会会議に会長が出席する。

(8)事務局長会議

(公財)日本消防協会が開催する消防協会事務局長会議に事務局長が出席する。

(9)関東甲信地区消防協会事務局長会議

関東甲信地区の輪番都県で開催される消防協会事務局長会議に事務局長他が出席する。

4 消防団員等を対象とした共済事業

(1)弔慰金・障害見舞金等の贈呈

職務のため死亡又は職務上の傷病により重度障害となった消防職・団員に殉職弔慰金又は障害見舞金を、それ以外で亡くなられた消防職・団員に弔慰金を贈呈する。

(2)福祉共済事業

(公財)日本消防協会が行う消防職・団員のための福祉共済制度の事務処理を行う。

(3)火災共済事業

(公財)日本消防協会が行う消防職・団員のための火災共済制度の事務処理を行う。

(4)消防個人年金事業

(公財)日本消防協会が行う消防職・団員のための消防個人年金制度の事務処理を行う。

(5)その他共済事業

(公財)日本消防協会が行う女性消防隊員等のための福祉共済制度等の事務処理を行う。

中長期運営計画

1 目的

当協会の目的を達成し、計画的な運営を進めるため、中長期運営計画を定める。

2 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

3 現状と課題

(1) 消防団員の消防防災技術の向上及び消防団等の組織の強化

消防協会は、消防ポンプ操法競技大会を通じて、消防団員の技術向上を図っている。

また、消防団長研修会や女性消防団員活性化大会の開催、及び各支部で行う女性消防団員の活動状況の情報交流会への助成等を行うことにより組織の強化を図っている。

しかしながら、消防団員数は平成30年度から令和4年度までの5年間で1,974人(22,967人→20,993人) (8.6%) 減少するなど、地域消防力の低下が懸念されている。

(2) 消防団員・職員の士気の高揚

消防団員・職員の功労者や退職者には、消防協会長表彰等を行い、叙勲・褒章受章者に対しては、祝賀会を開催し士気の高揚を図っている。

また、消防殉職者に対しては、慰霊祭を開催し敬意を払いその遺徳を偲ぶとともに、災害活動時の安全確保の意識啓発を行うことにより再発防止を図っている。

なお、消防団員においては、年額報酬等の直接支給や装備の充実強化などの処遇改善を図ることによって、更なる士気の高揚や団員確保に繋げていく必要がある。

(3) 地域連携の強化及び消防防災思想の普及広報活動

地域交流活動や各支部の行事等が行われることにより地域間の綿密な連携が図られるため、その事業に要する経費の一部を助成している。

また、機関紙の発行や防火ポスターの配布、ホームページでの情報提供、更には新聞等を活用した消防防災思想の普及啓発活動を行っている。

東日本大震災などの大規模災害では、消防団員の活躍が注目されたが、県民に広く周知

するためには、消防団活動の更なるPRが必要である。

(4) 県による経営評価

県では、「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき、県所管の出資法人に対し経営評価や指導監督を行っている。

当協会に関する令和4年度の経営評価結果において、「コロナ禍における事業実施方法を検討するとともに、事業の効率化により更なる経費削減に取り組むなど、経営改善に努められたい。」や「消防団は、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心確保のため大きな役割を果たしていることから、県や市町村等との連携により、女性を含めた消防団員の確保に、より一層貢献されたい。」との総合的所見等が示されたことから、これらの課題に対応していく必要がある。

なお、令和5年度以降の経営評価においても課題等が指摘された場合は、速やかに対応する必要がある。

4 課題への取組

(1) 消防団等の組織の強化

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」により、消防団は、地域における防災の中核をなすものであり、消防団の更なる充実強化を図ることは、地域の連帯意識を高め、一貫した防災対策を推進するうえで必要不可欠である。

このため、減少傾向にある消防団員数に歯止めをかけられるよう、県と連携し、市町村に対して団員の処遇改善や、女性を含む基本団員の入団に向けた働きかけを行っていくほか、特定の活動・役割のみに参加する機能別消防団員制度の導入促進を支援することなどにより、消防団員の確保及び組織の強化に努めていく。

〈機能別消防団員制度導入計画〉

各年度4月1日時点

| 年 度 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 8 | R 9 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 導入市町村数 | 1 8 | 2 7 | 3 6 | 4 4 | 4 4 | 4 4 |

また、消防団員を確保するためには、企業や事業所の理解と協力が必要であるため、消防団活動に協力してくれる事業所を認定する「消防団協力事業所表示制度」の活用を引き続き推進していく。

(2) 消防団員の士気の高揚

地域に根差し、郷土愛護の精神を持つ消防団員・消防職員の益々の士気の高揚を図るた

め、各種表彰制度をより充実していくとともに、全国消防操法大会や全国女性消防団員活性化大会への参加を促していく。なお、福利厚生の一環として健康増進器具等を引き続き配布していく。

(3) 消防防災思想の普及広報活動

機関紙「茨城消防」の内容をより充実したものにするほか、当協会のホームページの活用や新聞ラジオ等の広報を通じて広く県民に情報を伝えていく。

また、日本消防協会の機関紙「日本消防」へ本県消防関係の記事を掲載し、情報提供に努めていく。

(4) 事業の効率化と更なる経費削減

県、市町村等と連携し、コロナ禍における事業実施方法について検討するとともに、事業の効率化により更なる経費の削減に取り組んでいく。

また、令和5年度以降の経営評価においても課題等が指摘された場合は、速やかに対応していく。

5 財務計画

今後4年間（令和6年度～令和9年度）の財務計画は以下のとおりである。

(千円)

| 科 目 | 令和6年度計画 | 令和7年度計画 | 令和8年度計画 | 令和9年度計画 |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益 (A) | 46,008 | 47,362 | 47,362 | 47,362 |
| 基本財産運用益 | 4,129 | 4,129 | 4,129 | 4,129 |
| 特定資産運用益 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 事業収益 | 10,166 | 10,166 | 10,166 | 10,166 |
| 補助金等収益 | 18,767 | 18,767 | 18,767 | 18,767 |
| 負担金収益 | 6,143 | 6,143 | 6,143 | 6,143 |
| 雑収益 | 306 | 304 | 304 | 304 |
| 繰越金 | 6,496 | 7,852 | 7,852 | 7,852 |
| 経常費用 (B) | 46,008 | 47,362 | 47,362 | 47,362 |
| 公益事業費 | 38,169 | 39,525※ | 39,525※ | 39,525※ |
| 共益事業費 | 2,558 | 2,558 | 2,558 | 2,558 |
| 管理・運営費 | 5,278 | 5,278 | 5,278 | 5,278 |
| 減価償却 | 3 | 1 | 1 | 1 |
| 一般正味財産増減額 (A)-(B) | 0 | 0 | 0 | 0 |

※全国女性消防団員活性化大会（関東以外）に参加するため増額

公益財団法人茨城県消防協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人茨城県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、郷土愛護の消防精神に支えられた消防防災力の充実強化を通じて、県民の生命、身体及び財産を火災等から保護すると共に、各種災害による被害を軽減するために、消防団等の消防施設の充実強化の支援、消防防災技術の向上、地域連携の強化、消防団員・職員の士気の高揚、消防防災思想の普及広報活動等を行うことにより、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防防災思想の啓発普及に関すること
- (2) 消防職・団員の消防・防災技術の強化及び消防団の組織の強化に関すること
- (3) 消防防災に関する調査研究、指導及び研修に関すること
- (4) 消防団、消防本部及び消防職・団員等の表彰及び退職報償等に関すること
- (5) 消防防災関係諸団体の育成、協力及び連携に関すること
- (6) 殉職消防職・団員の遺族の弔慰救済及び慰霊祭に関すること
- (7) 消防職・団員の死亡者、負傷者及び罹災者の弔慰救済に関すること
- (8) 消防職・団員の福祉厚生に関すること
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、茨城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、次のものとする。

- (1) 別表に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して出損又は寄付された財産
- (3) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しよ

うとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 この法人は、第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第 10 条 この法人に評議員 20 名以上 50 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の 3 分の 1 をこえないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体において、その職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該評議員を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するとき、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠と選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

5 第3項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属証明書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第6章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上40名以内
- (2) 監事 3名以内
- (3) 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長、1名を専務理事とする。

2 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長のうち1名と専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、業務執行理事となる副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、業務執行理事となる副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(顧問)

第 28 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の会長を退任した者のうちから、理事会で選任する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて参考意見を述べることができる。
- 4 顧問の報酬は、無報酬とする。

(参 与)

第 29 条 この法人に参与 2 名を置くことができる。

- 2 参与は、茨城県防災・危機管理部消防安全課長と茨城県立消防学校長とする。
- 3 参与は、理事会及び評議員会の諮問に応じて参考意見を述べるができる。
- 4 参与の報酬は、無報酬とする。

第 7 章 理事会

(構 成)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 31 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 32 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎年度 5 月に開催するほか、3 月に開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が招集する。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

(決 議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解 散)

第 38 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第 39 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公益団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他にやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員（以下「事務局職員」という。）を置く。

3 事務局職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の選任は理事会の承認を得なければ

ばならない。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 会 員

(会 員)

第43条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は葉梨衛とし業務執行理事である副会長は澤畑浩行、専務理事は鈴木利正とする。

附 則

この定款は、平成28年5月30日から施行する。

別 表 (第5条関係)

| 財 産 の 種 類 | 金 額 |
|-----------------|--------------|
| 有 価 証 券 (国 債) | 216,095,278円 |
| 定期預金 (常陽銀行千波支店) | 1,834,722円 |
| 茨 城 県 債 貸 付 | 100,000,000円 |
| 計 | 317,930,000円 |

附 則

この定款は、平成30年5月25日から施行する。

公益財団法人茨城県消防協会の会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第43条第2項の規定に基づき、公益財団法人茨城県消防協会（以下「この法人」という。）の会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第2条 次の各号に該当する者を、正会員とする。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）（以下「法」という。）第9条の規定に基づき茨城県内の各市町村に設置され、同法第11条の規定に基づき配置された消防職員
 - (2) 法第9条の規定に基づき茨城県内の各市町村に設置され、同法第19条の規定に基づき配置された消防団員
- 2 前項の消防職員及び消防団員が退職及び退団した場合は、正会員の資格を喪失することとなるが、その者が退職及び退団した日において理事、監事及び評議員であった場合には、退職及び退団した日の属する事業年度に関する定時評議員会終結のときまでは、正会員とみなす。

(特別会員)

第3条 前条に規定する以外の法人、団体及び個人で、この法人の目的、事業に賛同する者は、理事会の承認を得て特別会員となることができる。

ただし、新公益法人移行時において、移行前における旧寄付行為第5条第2号から第4号までの特別会員、有功会員及び名誉会員は、新公益法人移行後も理事会の承認を得ることなく特別会員となれるものとする。

- 2 特別会員になろうとする者は、所定の申込書により、その属性及び入会理由等を記載して、事務局に提出するものとする。

(除名)

第4条 正会員及び特別会員（以下「会員」という。）が、違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応しくないと認められたときには、理事会の議決により除名することができる。

- 2 前項の場合に、除名が審議される理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会及び評議員会の議決をもって行う。

(補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規程は、公益財団法人茨城県消防協会の設立登記の日（平成23年11月1日）から施行する。
- 2 財団法人茨城県消防協会会員推薦規程は廃止する。

公益財団法人茨城県消防協会表彰規程

公益財団法人茨城県消防協会定款第4条第1項第4号の表彰等については、次により行う。

1 定例表彰

定例表彰は、消防団長等からの具申（様式第1号～様式第6号）に基づき、消防大会において次の区分により行うものとする。

| 種 類 | 贈 与 | 要 件 |
|------------------------|-------|---|
| 分 団 表 彰 | 表 彰 綬 | 規律厳正にして技能発達し、かつ、各般の施設充実し、平素よく消防使命の達成に努め、その成績抜群にして分団の亀鑑となるものとする。ただし、各消防団1分団以内とする。（様式第1号） |
| 消 防 団 員 表 彰 | 功 勞 章 | 勤続10年以上で、消防業務に画期的刷新を加え、功勞抜群にして、教育訓練等消防技術に徹した者とする。（様式第2号） |
| 消 防 職 員 表 彰 | 感 謝 状 | 勤続5年以上の市町村消防職員で、その成績優秀な者とし、各消防本部2名とする。（様式第3号） |
| 永年勤続消防 職団員妻女表彰 | 感 謝 状 | 勤続30年以上の消防職員・団員の妻女とする。ただし、既に受賞した者を除く。（様式第4号） |
| 消 防 団 分 団 後 援 会 表 彰 | 感 謝 状 | 長期に亘り、消防団分団の活動に積極的に協力し、多大の貢献をした後援会とする。（様式第5号） |
| 家 族 消 防 団 員 表 彰 | 感 謝 状 | 勤続5年以上の家族消防団員（親子、夫婦及び兄弟姉妹（配偶者の兄弟姉妹を含まない）の同一消防団内の消防団員）で、平素よく消防の使命達成に努め、成績が顕著な者とする。ただし、既に受賞した者は除く。（様式第6号） |

（注）勤続年数の算定にあたっては、毎年10月1日現在とし、1ヵ月未満の端数がある場合はこれを切り捨てること。

2 退職消防団員報償

会長は、市町村長からの具申（別記様式1-1）に基づき、在職5年以上15年未満の退職消防団員に対し、茨城県知事と連名で感謝状及び記念品を贈呈する。

なお、表彰の時期は、随時とする。

3 退職消防団長報償

会長は、消防団長が退団したときは、その功勞に報いるため、市町村長からの具申（別記様式2-1）に基づき、賞状及び記念品を授与する。

なお、表彰の時期は、原則として5月に開催する定時理事会又は定時評議員会とする。

4 消防職員又は5年未満の消防団員が死亡した場合の表彰

会長は、消防職員又は勤続5年未満の消防団員が死亡した場合は、消防団長等からの具申(様式第2号、第3号)に基づき、感謝状を贈呈する。

なお、表彰の時期は、随時とする。

5 その他の表彰

会長は、上記1~4の表彰の他、必要と認めた場合は、その都度必要な表彰を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 財団法人茨城県消防協会寄付行為施行細則は廃止する。
- 3 財団法人茨城県消防協会表彰規程は廃止する。
- 4 財団法人茨城県消防協会定例表彰実施要綱は廃止する。
- 5 茨城県退職消防団員報償支給要領は廃止する。
- 6 茨城県退職消防団長報償支給要領は廃止する。
- 7 平成15年3月4日付け茨消協第53号通知(現職消防職・団員が死亡した場合の表彰について)は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

消防団長・消防長

消防団員表彰具申書

| | | | | | |
|--------------------|-----|----------|--------------------|-----|----------|
| 種 別 | | 順 位 | | | |
| 所 属 | | 階 級 | | | |
| 氏 名 | | 生年月日 | | | |
| 期 間 | 階 級 | 勤続 年数 | 期 間 | 階 級 | 勤続 年数 |
| 年 月 日から 年 月 日まで | | | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | | | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 年 月 日から 年 月 日まで | | | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| (服務状態) | | | | | |
| (その他参考事項) | | | | | |

(注) 種別は、功労章又は感謝状と記入する。

年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

消防団長・消防長

消防職員表彰具申書

| | | | | | |
|-----------------|------|-----------------|--|----|------|
| 所属 | | 階級 | | 順位 | |
| 氏名 | | 生年月日 | | | |
| 任免及び 勤続年数 | 勤続期間 | | | | 勤続年数 |
| | 消防団 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| | 消防職 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| | 市町村 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | |
| (服 務 状 態) | | | | | |
| (その他 参 考 事 項) | | | | | |

年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

消防団長・消防長

永年勤続消防職員団員妻女表彰具申書

| 市町村名 | 階級 | 氏名 | 拝命 年月日 | 勤続 年数 | 妻女名 | 年齢 |
|------|----|----|-----------|----------|-----|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

消防団長・消防長

消防団分団後援会表彰具申書

| | | | |
|--------|--|-------|--|
| 分団後援会名 | | 後援会長名 | |
| 結成年月日 | | 会 員 数 | |

(活動状況)

年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

消防団長・消防長

家族消防団員表彰具申書

| 氏名 | 所属 | 階級 | 続柄 | 任命年月日 |
|----|----|----|----|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(服務状態)

(その他参考事項)

(別記様式1-1)

(具申書)

発 信 番 号
令和 年 月 日

茨 城 県 知 事 殿
公益財団法人茨城県消防協会 会長 殿

市町村長

公益財団法人茨城県消防協会表彰規程に基づく
退職消防団員報償の具申について

上記について、消防団員(氏名)外名が退団しましたので、別紙のとおり関係書類を添えて具申いたします。

退職消防団員報償具申請書

| 市町村名 | 作成日 | | | | | | | | | | 令和 | | 月 | 日 | 作成者職・氏名 | | 備考 |
|------|------|-----|----|----|-------|-------|-------------|---------|---------|-------|-------------------|-------|-------|-------|---------|--|----|
| | 整理番号 | 分団名 | 氏名 | 階級 | 入団年月日 | 退団年月日 | 在職年数 (ア) | 除算年数(イ) | 除算年数(イ) | 理由 | 勤続年数 (ウ) - (イ) | 退団理由 | | | 由 | | |
| | 1 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 2 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 3 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 4 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 5 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 6 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 7 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 8 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 9 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 10 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 11 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 12 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 13 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 14 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 15 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 16 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 17 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 18 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 19 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| | 20 | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | | |

(注) 死亡退職者にあつては、受給遺族の続柄及び氏名を「備考」欄に記載すること。

受領書

賞状及び記念品 _____ 名分

退職消防団員報償を上記のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

消防団

事務局

(市・町・村・消防本部・消防署)

職氏名

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(公財)茨城県消防協会 葉梨 衛 殿

(別記様式2-1)

(具申書)

発 信 番 号

令和 年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

市町村長

公益財団法人茨城県消防協会表彰規程に基づく
退職消防団長報償の具申について

上記について、令和 年 月 日付けをもって、(氏名)が消防団長を退任されますので、別紙のとおり関係書類を添えて具申いたします。

(別記様式 2 - 2)

退職消防団長報償具申調書

| 市町村名 | ふり 氏 がな 名 | 作成日 | | 令和 | | 年 月 日 | | 作成者職・氏名 | | |
|------|--------------------|----------------|----|----|---|-------|-------------|---------|--------------|-----|
| | | 団長就任年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | 退任年月日 (予定) | 在任年数 | 退任理由 | 団員歴 |
| 消防団長 | | 平成・令和 年 月 日 | 令和 | 年 | 月 | 日 | 令和 年 月 日 | 年 月 | 任期満了・その他 () | 年 |

※ 氏名に必ずふりがなをお願いします。

公益財団法人茨城県消防協会弔慰金等支給規程

公益財団法人茨城県消防協会定款第4条第1項第6号及び第7号に規定する会員等の弔慰救済については、次のとおりとする。

ただし、支給総額が多額となる場合には、理事会の承認を経て予算の範囲内で支給することとする。

1 殉職弔慰金及び障害見舞金（支給要件は公的機関による公務災害の認定とする。）

殉職弔慰金は、職務のため死亡し、又は職務上の傷病により死亡した者の遺族に贈呈するものとし、また、障害見舞金は、職務上の傷病により重度障害の状態になった者に贈呈するものとし、その金額については、次の区分により、消防団長等からの具申（様式第1号、第2号）に基づき、支給する。

| 区 分 | 公 務 の 状 態 | 金 額 |
|----------------|---------------------------------------|----------|
| 殉職弔慰金 障害見舞金 | 災害現場において職務執行をして死亡した場合、又は重度障害となった場合 | 400,000円 |
| | 災害現場に職務執行のため赴かんとして死亡した場合、又は重度障害となった場合 | 200,000円 |
| | 消防訓練等職務執行に際し死亡した場合、又は重度障害となった場合 | 150,000円 |

* 重度障害とは、公益財団法人日本消防協協会「消防団員等福祉共済契約約款」第2条第1項に規定する「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に係る省令 別表第二に定める障害の等級」第1級又は第2級の状態に該当する場合をいう。

2 弔慰金

弔慰金は、次の区分により、消防団長等からの具申（様式第3号）に基づき、支給する。

| 勤 続 年 数 | 団長及び消防長 | 団長及び消防長以外のもの |
|---------|---------|--------------|
| 10年未満 | 30,000円 | 20,000円 |
| 20年未満 | 40,000円 | 30,000円 |
| 20年以上 | 50,000円 | 40,000円 |

3 殉職弔慰金及び弔慰金を受領すべき者及びその順位

- (1) 配偶者
- (2) 直系卑属（該当者が数人存在する場合の順位は、民法の規定による）
- (3) 直系尊属（該当者が数人存在する場合の順位は、民法の規定による）
- (4) 兄弟姉妹（該当者が数人存在する場合の順位は、民法の規定による）

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 財団法人茨城県消防協会寄付行為施行細則は廃止する。

3 財団法人茨城県消防協会弔慰救済金給与規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

様式第1号

年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

消防団長・消防長

殉職弔慰金具申書

| | | | |
|--------------|--|-------|--|
| 所 属 | | 階 級 | |
| 氏 名 | | 生年月日 | |
| 拝命年月日 | | 死亡年月日 | |
| 扶養家族 | | 葬儀年月日 | |
| 殉職原因 及び状況 | | | |
| 振込口座 | | | |

年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

消防団長・消防長

障 害 見 舞 金 具 申 書

| | | | |
|--------------|--|-------|--|
| 所 属 | | 階 級 | |
| 氏 名 | | 生年月日 | |
| 扶養家族 | | 事故年月日 | |
| 障害原因 及び状況 | | | |
| 障害の度合 | | | |
| 振込口座 | | | |

様式第3号

年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

消防団長・消防長

弔 慰 金 具 申 書

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 所 属 | | 階 級 | |
| 氏 名 | | 生年月日 | |
| 拝命年月日 | | 死亡年月日 | |
| 勤続年数 | | 葬儀年月日 | |
| 死亡原因 | | | |
| 振込口座 | | | |

公益財団法人茨城県消防協会助成事業実施要綱

第1条 公益財団法人茨城県消防協会（以下「協会」という。）の助成事業は、この要綱に定めるところによるものとする。

第2条 助成事業の種類、内容、交付先、助成率及び限度額は、別表に掲げるとおりとする。

第3条 助成事業を行おうとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）を協会に提出するものとする。

ただし、別表中、地域交流活動促進事業に限っては、当面の間、提出期限を9月30日までとする。

第4条 協会は、申請内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）に通知し、助成金を交付するものとする

第5条 助成事業者は、交付決定に係る助成事業を変更又は中止しようとするときは、遅滞なく助成事業変更承認申請書（様式第3号）を協会に提出し、承認を受けるものとする。

2 協会は、前項の助成事業変更承認書を受領したときは、その内容を審査し、助成金交付決定額の変更若しくは取り消し等の措置をとるものとする。

第6条 助成事業者は、助成事業が完了した20日以内に助成事業実績報告書（様式第4号）を協会に提出するものとする。

第7条 助成事業者は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。
- 2 財団法人茨城県消防協会助成事業実施要領は廃止する。

付 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成30年7月27日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年5月21日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年7月19日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は令和3年2月10日から施行する。
- 2 別表中、消防長会助成の内容等について、令和2年度に限り「茨城県消防長会研究部会活動」とあるのは「茨城県消防長会研究部会活動及び消防救助技術大会の資機材整備」と、「500,000円」とあるのは「1,000,000円」と読み替えて適用する。

付 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表

| 種 類 | 内 容 | 等 |
|--------------|---|---|
| 支部活動助成 | <p>(内 容) 支部の活動に要する経費の一部を助成する。</p> <p>(交付先) 支部</p> <p>(助成率) 定額</p> <p>(限度額) 1支部 80,000円</p> | |
| 地域交流活動助成 | <p>(内 容) 消防団と住民・企業等との交流活動として実施する以下の事業に要する経費の一部を助成する。</p> <p>① 住民・企業向け消防団のPR啓発活動や団員確保対策事業（ただし、お祭りやイベント等に参加して実施する場合は、参加に係る経費も対象とする。）</p> <p>② 市町村が主催する消防ポンプ操法競技大会</p> <p>③ 消防団が主体的に実施する防火・防災等各種訓練</p> <p>④ 住民等が参加する消防団関連イベント（ただし、消防出初式は除く。）</p> <p>(交付先) 消防団</p> <p>(助成率) 経費の2分の1以内</p> <p>(限度額) 110,000円</p> <p>1 助成額110,000円を申請する場合は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすことが条件となる。</p> <p>(1) 年間を通して5回以上交流活動を実施する場合</p> <p>(2) 大会等において参加者（消防団員）が500人を超えて実施する場合。</p> <p>2 助成額80,000円を申請する場合は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすことが条件となる。</p> <p>(1) 年間を通して3回から4回の交流活動を実施する場合</p> <p>(2) 大会等において参加者（消防団員）が300人から500人で実施する場合</p> <p>上記以外の交流活動を申請する場合の限度額を60,000円とする。</p> | |
| 消防団員健康増進事業助成 | <p>(内 容) 消防団員の健康増進を図るため、消防団が主催する団員相互のレクリエーション事業（ソフトボール大会、ゴルフ大会等）に要する経費の一部を助成する。</p> <p>ただし、事業参加者の3分の2以上は現職団員であることが条件。</p> <p>(交付先) 消防団</p> <p>(助成率) 経費の2分の1以内</p> <p>(限度額) 60,000円</p> | |
| 機能別消防団設置促進助成 | <p>(内 容) 消防団に機能別消防団を創設するとき、または初めて機能別消防団員を採用するときは、その創設等に要する経費の一部を助成する。</p> <p>ただし、交付時期は、令和7年度以降の創設等をした年度に限る。</p> <p>(交付先) 消防団</p> <p>(助成率) 経費の2分の1以内</p> <p>(限度額) 100,000円</p> | |

| | |
|----------------------------|--|
| 女性消防団結 成促進助成 | (内 容) 男女共同参画型社会の形成を推進し、女性の持つ特性を生かしながら消防活動を実施するため、女性消防団を結成する消防団に対し、制服等の製作に要する経費の一部を助成する。 ただし、交付時期は女性消防団を結成した年度に限る。 (交付先) 消防団 (助成率) 経費の2分の1以内 (限度額) 100,000円 |
| 女性消防団員 支部別情報交 流会助成 | (内 容) 支部内の女性消防団員が、女性消防団員の活動状況について、情報交流会を実施する場合に、その経費の一部を助成する。 (交付先) 支部 (助成率) 定額 (限度額) 1消防団当たり10,000円 |
| 茨城県消防纏 会助成 | (内 容) 茨城県消防纏会の活動に要する経費の一部を助成する。 (交付先) 茨城県消防纏会 (助成率) 定額 (限度額) 100,000円 |
| 女性防火・防 災クラブ助成 | (内 容) 女性防火・防災クラブの育成に要する経費の一部を助成する。 (交付先) 茨城県女性防火・防災クラブ連絡協議会 (助成率) 定額 (限度額) 250,000円 |
| 茨城県幼少年 女性防火・防 災委員会助成 | (内 容) 茨城県内の幼・少年防火クラブ、女性防火・防災クラブを育成・支援するため、茨城県幼少年女性防火・防災委員会に活動費の一部を助成する。 (交付先) 茨城県幼少年女性防火・防災委員会 (助成率) 定額 (限度額) 300,000円 |
| 消防長会助成 | (内 容) 茨城県消防長会研究部会の活動に要する経費の一部を助成する。 (交付先) 茨城県消防長会 (助成率) 定額 (限度額) 360,000円 |
| 消防学校校友 会助成 | (内 容) 消防学校校友会主催の健康増進事業に要する経費の一部を助成する。 (交付先) 茨城県立消防学校校友会 (助成率) 定額 (限度額) 60,000円 |

令和 年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

(所在地)

(申請者)

(公印省略)

助成金交付申請書

このことについて、公益財団法人茨城県消防協会助成事業実施要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成事業名
- 2 事業費総額
- 3 助成金交付申請額
- 4 助成金の振込口座

添付書類

(1) 地域交流活動促進助成

地域交流活動促進助成事業実施計画書

- 1 実施期日及び場所
- 2 主催
- 3 実施目的・内容
- 4 参加対象人員（内訳）
- 5 収入計画
- 6 支出計画

※「消防団員健康増進事業助成」、「女性消防団員支部別情報交流会助成」及び「消防学校校友会助成」についても、上記に準ずるものとする。

(2) 機能別消防団設置促進助成

機能別消防団設置促進助成事業実施計画書

- 1 創設（入団）年月日
- 2 機能別消防団員数
- 3 創設（入団）に要する経費（収入・支出計画）

※「女性消防団結成促進助成」についても、上記に準ずるものとする。

- (3) 「支部活動助成」、「茨城県消防纏会」、「女性防火・防災クラブ助成」、「茨城県幼少年女性防火・防災委員会助成」及び「消防長会助成」
事業計画書、収支予算書を添付

茨消協第 号
令和 年 月 日

殿

公益財団法人茨城県消防協会
会 長
(公印省略)

助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、公益財団法人茨城県消防協会助成事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、同要綱第6条の規定に基づき、助成事業完了の日から20日以内に助成事業実績報告書（様式第4号）を提出願います。

また、提出にあたっては、収支決算書に領収書等の写しを添付下さいますようお願いいたします。

記

- 1 助成事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付予定日 令和 年 月 日
- 4 振込口座 申請書記載の指定口座
- 5 その他

茨消協第 号
令和 年 月 日

殿

公益財団法人茨城県消防協会
会 長
(公印省略)

助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったこのことについて、公益財団法人茨城県消防協会助成事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、同要綱第6条の規定に基づき、助成事業完了の日から20日以内、または事業年度内（3月31日まで）に助成事業実績報告書（様式第4号）を提出願います。

記

- 1 助成事業名
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付予定日 令和 年 月 日
- 4 振込口座 申請書記載の指定口座
- 5 その他

令和 年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

(所在地)

(申請者)

(公印省略)

助成事業変更（中止）承認申請書

このことについて、公益財団法人茨城県消防協会助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり、助成事業に係る事業計画を変更（中止）したいので申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 助成金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更（中止）後の助成金の交付希望額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更（中止）する内容 | | |
| 4 | 変更する理由 | | |

令和 年 月 日

公益財団法人茨城県消防協会長 殿

(所在地)

(申請者)

(公印省略)

助成事業実績報告書

令和 年 月 日付け茨消協第 号で交付決定された 助成事業については、令和 年 月 日をもって完了しましたので、公益財団法人茨城県消防協会助成事業実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成事業実施結果 別添のとおり
- 2 助成事業収支決算書 別添のとおり

(注)「地域交流活動促進助成」、「消防団員健康増進事業助成」、「機能別消防団設置促進助成」、「女性消防団結成促進助成」、「女性消防団員支部別情報交流会助成」及び「消防学校校友会助成」については、収支決算書に領収書等の写しを添付すること。

公益財団法人茨城県消防協会正副会長会議設置要綱

(名 称)

第1条 この組織の名称は、公益財団法人茨城県消防協会正副会長会議（以下「正副会長会議」という。）と称する。

(構 成)

第2条 正副会長会議は、公益財団法人茨城県消防協会（以下「消防協会」という。）の会長及び副会長をもって構成する。

2 前項に規定する者のほか、消防協会定款第29条に規定する参与である消防安全課長及び県立消防学校長を参加させることができるものとする。

(目的及び会議)

第3条 正副会長会議は、消防協会の運営の円滑な推進を図ることを目的として、次の会議を行う。

- (1) 定例の理事会及び評議員会に提案する議案を審議するための会議。
- (2) 消防協会として、緊急に意思決定をする必要の生じた事案で、理事会及び評議員会の開催の暇が無い事案を審議するための会議。
- (3) その他、会長が必要と認めた議題を審議するための会議。

(庶 務)

第4条 正副会長会議の庶務は、消防協会の事務局において処理する。

(委 任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、正副会長会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

茨城県消防協会の支部の設置に関する要綱（準則）

（名 称）

第1条 この組織の名称は、茨城県消防協会〇〇支部（以下「本支部」という。）と称する。

（構 成）

第2条 本支部は、〇〇市、△△市、××市、□□町、・・・・・・・・・・（以下「支部内市町村」という。）の消防団長及び支部内市町村を管轄する消防本部の消防長（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 前項に規定する者のほか、本支部に支部内市町村の消防主管課長及び消防主任を参加させることができるものとする。

（目 的）

第3条 本支部は、会員が相互に連携を図り、消防防災体制の確立を期すことをもって、火災や災害における地域住民の身体・生命・財産の保護に努めることを目的とする。

（事業等）

第4条 本支部は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人茨城県消防協会の委託を受けて、支部の消防ポンプ操法大会を実施すること
- (2) 公益財団法人茨城県消防協会の委託を受けて、消防団員の教育訓練を実施すること
- (3) 表彰、研修会及び講演会等の実施
- (4) その他、支部の連携を図るために、必要と思われる事業

（役員等）

第5条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 監 事 2名

（役員を選任）

第6条 本支部の役員は、会員の互選によって選任する。

（役員任期）

第7条 役員任期は、2年とし再任は妨げない。任期が過ぎても後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

2 補充として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第8条 支部長は、本支部を代表し支部の事務を総理する。

- 2 支部長は、原則として公益財団法人茨城県消防協会の支部推薦の副会長候補者とする。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監事は、会計を監査する。

(会 議)

第9条 本支部の会議は、定例として毎年4月又は5月に開催するほか、必要な都度随時開催することが出来るものとする。

2 会議の招集は、支部長が行う。

3 支部長は、会議の議長となる。

(会 計)

第10条 本支部の運営に要する費用については、会員の負担金及び公益財団法人茨城県消防協会等の助成金とする。

(会計年度)

第11条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(庶 務)

第12条 本支部の庶務は、支部長が所属する消防団の事務を所掌する、市町村又は消防本部において処理する。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本支部の運営に関し必要な事項は、支部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

(別表)

茨城県消防協会における支部の区分表

| 支部名 | 市 町 村 名 | 消防団数 | 管轄消防本部 |
|------|---|---------|--|
| 県北 | 日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・ひたちなか市・常陸大宮市・那珂市・東海村・大子町 | 9 (4) | ひたちなか市、東海村を除く左記の市村名と同じ消防本部、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 |
| 県央 | 水戸市・笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町 | 6 (3) | 城里町を除く左記の市町村名と同じ5消防(局)本部 |
| 鹿行 | 鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・銚田市 | 5 (2) | 鹿島地方事務組合消防本部、鹿行広域事務組合消防本部 |
| 県南南部 | 龍ヶ崎市・取手市・牛久市・守谷市・稲敷市・美浦村・阿見町・河内町・利根町 | 9 (4) | 稲敷広域消防本部、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部、取手市消防本部 |
| 県南北部 | 土浦市・石岡市・つくば市・かすみがうら市・つくばみらい市 | 5 (2) | つくばみらい市を除く左記の市名と同じ消防本部、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 |
| 県西 | 古河市・結城市・下妻市・常総市・筑西市・坂東市・桜川市・八千代町・五霞町・境町 | 10 (5) | 茨城西南広域消防本部、筑西広域市町村圏事務組合消防本部、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 |
| 小 計 | | 44 (20) | (4) |

- 1 消防団数及び管轄消防本部欄の()書は、各支部選出の理事数を示し、副会長は内数とする。
- 2 理事は、上記1以外に団長歴10年以上の団長は理事とする。「10年理事」
- 3 監事は、消防団長2名及び消防長1名とし、消防団長は各支部が建制順に持ち回りとし、消防長は茨城県消防長会の推薦による。
 - ・平成19年度～22年度：鹿行支部、県南南部支部
 - ・平成23年度～24年度：県南北部支部、県西支部
 - ・平成25年度～26年度：県北支部、県央支部
- 4 評議員は、理事及び監事以外の消防団長及び消防長とする。

評議員及び役員の候補者の推薦等に関する基準（内規）

（目的）

第1条 この基準は、定款第11条及び第22条の規定に基づき、公益財団法人茨城県消防協会の評議員及び役員の候補者の推薦等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（評議員及び役員の候補者の選任）

第2条 定款第15条第1号及び第2号の規定に基づき選任する評議員、理事及び監事の候補者は、各市町村の消防団長及び各消防本部の消防長とする。

2 前項の規定にかかわらず、「会員に関する規程」第3条の規定に基づき特別会員となった者を、評議員又は理事候補者とすることができる。

（理事候補者の選任方法）

第3条 理事候補者については、別表の区分により各支部又は消防長会から推薦のあった者とする。

2 前項の規定にかかわらず、消防団長歴10年以上の団長は、理事候補者（以下「10年理事」という。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、「会員に関する規程」第3条の規定に基づき特別会員となった者を、理事候補者とすることができる。

（監事候補者の選任方法）

第4条 監事の候補者については、消防団長2名、消防長1名とする。

2 消防団長の監事候補者については、別表の区分により県勢順に各支部1名を推薦するものとする。

3 消防長の監事候補者については、消防長会より推薦のあった者とする。

（評議員候補者の選任方法）

第5条 評議員の候補者については、第2条の評議員及び役員の候補者から、第3条の理事候補者及び前条の監事候補者を除いた者とする。

（役員候補者の推薦方法）

第6条 各支部の消防団長は、支部推薦の理事候補者及び支部内の10年理事候補者から、副会長候補者1名を推薦するものとする。ただし、副会長候補者にあっては、原則として団長歴4年以上の者とする。

2 消防長会は、第2条に基づく理事候補者の推薦に当たっては、その内1名を副会長候補者とするものとする。

（改 廃）

第7条 この基準の改廃は、理事会及び評議員会の議決をもって行う。

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

付 則

1 この基準は、平成23年11月1日から施行する。

茨城県消防協会評議員及び役員候補者選出支部割 (別表)

1 副会長・理事

| 支部名 | 市 町 村 名 | 消防団数 | 副会長 | 理事数 |
|------|---|------|-----|-----|
| 県北 | 日立市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・ひたちなか市・常陸大宮市・那珂市・東海村・大子町 | 9 | 1 | 4 |
| 県央 | 水戸市・笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町 | 6 | 1 | 3 |
| 鹿行 | 鹿嶋市・潮来市・神栖市・潮来市・行方市・銚田市 | 5 | 1 | 2 |
| 県南南部 | 龍ヶ崎市・取手市・牛久市・守谷市・稲敷市・美浦村・阿見町・河内町・利根町 | 9 | 1 | 4 |
| 県南北部 | 土浦市・石岡市・つくば市・かすみがうら市・つくばみらい市 | 5 | 1 | 2 |
| 県西 | 古河市・結城市・下妻市・常総市・筑西市・坂東市・桜川市・八千代町・五霞町・境町 | 10 | 1 | 5 |
| 小 計 | | 44 | 6 | 20 |
| 全 県 | 消 防 職 員 | 26 | 1 | 4 |
| 合 計 | | | 7 | 24 |

1 理 事

(1) 理事候補者の選出数は、消防団長に関する理事数を 20 人とし、県内団長総数で除し、各支部内の消防団長総数を乗じる。

例 $20 \div$ 県内団総数 $44 \times$ 支部内の消防団総数

(2) 理事候補者には、上記地区選出理事のほか、「団長歴 10 年以上の者」を加える。

(3) 副会長数は、理事数の内数とする。

(4) 消防長の理事候補者は、茨城県消防長会より推薦のあった消防長とする。

なお、消防長会推薦の副会長候補者は、茨城県消防長会の会長とし理事数の内数とする。

(5) 上記(1)(2)及び(4)のほか、特別会員を理事とすることができる。

(6) 会長及び業務執行理事となる副会長は、定款の規定に基づき理事会で協議し決定する。

(7) 専務理事候補者は、事務局長とする。(県の部長級)

2 監 事

(1) 監事の選出数は、団長から 2 名(建制順により各支部から 1 名を推薦)消防長から 1 名(茨城県消防長会から推薦)とする。

(2) 旧寄付行為による監事の任期は、平成 22 年度までであり、現在鹿行支部と県南南部支部から選出されているので、平成 23 年度からは、県南北部支部と県西支部からの推薦となる。

3 評議員

上記の理事及び監事以外の消防団長及び消防長は、全員評議員候補者とする。